入院時の食事提供について

1　当病院は、厚生労働大臣が定める基準に沿う「入院時食事療養／入院時生活療養(Ⅰ)」を取得しております。

2　当病院は、患者様の年齢・病状等によって、適切な栄養量及び内容の食事療法を医師の指示に基づき管理栄養士によって行っております。

3　当病院の配膳時間は、それぞれ

朝食 8：00～

昼食12：00～

夕食18：00～で

保温食器により適温の食事の提供を行っております。

病院長